

# お知らせ なんたん

## 障害者控除と大人用おむつ代の医療費控除について

＜障害者控除＞ 所得税・住民税の申告の際、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、65歳以上の方で、「寝たきり状態にある高齢者」、「認知症のある高齢者」など、一定の要件に該当する場合は障害者控除（特別障害者控除）の対象となる場合があります。控除を受けるには、申請により、「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、申告の際に提示していただく必要があります。

●対象者 南丹市内在住の65歳以上の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方

区分	認定
障がい者	①身体障がいの程度の等級表（3級～6級）に準ずる障がいがあること
	②知的障がいの程度の判定基準（軽度・中度）に準ずる障がいがあること
特別障がい者	③身体障がいの程度の等級表（1級、2級）に準ずる障がいがあること
	④知的障がいの程度の判定基準（重度）に準ずる障がいがあること
	⑤寝たきりの状態にあること

※控除対象者の認定は、介護保険の要介護認定申請時の主治医意見書、訪問調査票により市が判断します。「障害者控除対象者認定書」は高齢福祉課、各支所健康福祉課の窓口で申請してください。審査の上、後日郵送で交付します。身体障害者手帳などをお持ちの方はお持ちの手帳を申告の際に提示してください。

＜大人用おむつ代の医療費控除＞ 大人用おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、次の①・②両方に該当する方は、市が交付する「おむつ使用確認書」に代えることができます。

①おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の方。

②介護保険の要介護認定者で、要介護認定の際の主治医意見書中に「寝たきりの状態」かつ「尿失禁（の可能性）がある」ことが確認できる記載がある場合。

※初めておむつ代の医療費控除を受けられる方はかかりつけの医療機関にお問い合わせください。「おむつ使用確認書」は高齢福祉課、各支所健康福祉課の窓口で申請してください。審査の上、後日郵送で交付します。

◇問合せ先 高齢福祉課 TEL (0771) 68-0006

## 南丹市スポーツ・文化賞表彰について

スポーツや文化活動において優秀な成績を収められた方々や団体を表彰します。被表彰者の推薦について、市内小中学校や各関係機関および団体に所属していない方などで、下表の表彰基準に該当される方はご連絡ください。

表彰の種類	表彰基準
優秀スポーツ賞	特に優秀な成績を収めた方 ①京都府大会、近畿大会、これに準ずる大会において出場権を得て全国大会に出場し、入賞した方または団体 ②近畿大会、これに準ずる大会において上位（3位以内）入賞した方または団体 ③京都府大会、これに準ずる競技大会において優勝した方または団体
スポーツ賞	優秀な成績を収め、将来その活躍が期待される方 ①京都府大会、近畿大会、これに準ずる大会において出場権を得て、全国大会に出場した方または団体 ②近畿大会、これに準ずる大会において入賞（6位以内）した方または団体 ③京都府大会、これに準ずる競技大会において上位（3位以内）入賞した方または団体
優秀文化賞	①文化・芸術の分野において、全国大会、それに準ずる大会などで、上位（3位相当）入賞を収めた方または団体 ②京都府大会、これに準ずる大会・コンクールで最高位の成績を収めた方または団体
文化賞	①文化・芸術の分野において、全国大会、それに準ずる大会などに学校推薦または予選を経て出場し、入賞した方または団体 ②京都府大会、これに準ずる大会・コンクールで上位（3位相当）入賞を収めた方または団体
翔け賞	小学校在学中にスポーツおよび文化活動に関し、特に優秀な成績を収めた方または小学校在学中の者で組織された団体で、スポーツおよび文化活動に関し優秀な成績を収めた団体または市長がこれらのものに準ずると認めた者
功労賞	①優秀な選手などの育成、指導に特に功績があった方 ②文化の振興および発展に多年にわたり功績のあった方

●対象 今回の表彰は、平成22年中に収められた成績が対象となります。

●特記事項 個人および団体において、すでに表彰を受けた方が再び表彰の推薦を受ける場合は、前回以上の成績を収めた場合に限りさせていただきます。

●締め切り 平成23年1月17日（月）までに下記問合せ先にご連絡ください。

◇問合せ先 教育総務課 TEL (0771) 68-0055

## 平成22年工業統計調査の実施について

経済産業省では、平成22年工業統計調査を12月31日現在で製造業を営む事業所を対象として実施します。本調査は、国の重要な統計調査であり、調査結果は国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、広く利用されます。12月下旬から来年1月にかけて「調査員証」を携行した調査員がお伺いしますので、調査への回答をお願いします。なお、調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

◇問合せ先 総務課 TEL (0771) 68-0002

## 道路はマナーを守り正しく使いましょう

- 道路へはみ出した庭木は、道路を通行する歩行者や自転車にとって危険です。また、はみ出した草も道幅が狭くなり、道路の機能を十分に発揮できなくなります。民有地から道路上へ伸びた庭木や草は私有財産であるため、原則として市で剪定（せんてい）や除草を行うことができません。所有者の皆さんには、道路上へはみ出すことのないよう適切な管理をお願いします。鉢植えや看板なども、道路を狭くして危険ですので、道路に出ない設置をお願いします。道路は誰もが安全で快適に通行できる大切な公共の場です、一人一人がマナーを守り、みんなの道路を広く美しく快適に使いましょう。
- 道路際に配布の凍結防止剤は、凍結により通行に支障がある場合、誰もが利用することができます。必要の際はご活用ください。

◇問合せ先 土木管理課 TEL (0771) 68-0013

## 1月の母子保健事業日程表

日程	事業名	対象（月齢など）	場所
1月7日（金）	乳児後期健診	平成22年2月生	園部保健福祉センター （こむぎ山健康学園）
1月14日（金）	乳児前期健診	平成22年9月生	
1月21日（金）	3歳5カ月児健診	平成19年7月生	
1月25日（火）	2歳5カ月児健康相談	平成20年7月11日～7月31日生	
1月26日（水）	離乳食教室	生後4カ月～1歳ごろの乳児と保護者	日吉保健福祉センター （はとびあ）
1月27日（木）	1歳8カ月児健診	平成21年3月28日～5月2日生	園部保健福祉センター

※対象の方には個別に案内・問診票を郵送します。

◇問合せ先 健康課 TEL (0771) 68-0016

## 「身体障害者巡回更生相談」のお知らせ

京都府身体障害者更生相談所では、府内を巡回し、補装具相談・医療相談などを実施しています。南丹地区での実施は下表のとおりです。

日程	時間	場所	来訪医師
1月14日（金）	午前10時～11時30分	南丹広域振興局	整形外科
2月3日（木）	午前10時～11時30分	園部公民館	耳鼻科
3月11日（金）	午後2時～3時30分	市役所美山支所	整形外科

●内容 補装具交付・修理に係る判定、医療相談（整形外科または耳鼻科）

●持ち物 身体障害者手帳、使用中の補装具、印鑑（支給申請が必要な場合に使用）

●申込方法 参加を希望される方は、それぞれの巡回更生相談日の3日前（土・日・祝日を除く）までに下記申込・問合せ先にお申し込みください。

◇申込・問合せ先 社会福祉課 TEL (0771) 68-0007

各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022

日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 八木公民館講座「第4回人権ビデオ鑑賞会」受講者募集

差別に対する「こころの壁」を無くすため、どう受け止め理解すればよいかを問うビデオ『壁のないまち』（上映時間35分）を鑑賞します。皆さんの参加をお待ちしています。

●日時 12月18日（土）午前10時～ ●場所 八木公民館1階和室

●受講対象 南丹市内在住、在勤、在学の20歳以上の方 ●受講料 無料

●参加方法 事前登録や予約は行いませんので、当日直接会場にお越しください。

◇問合せ先 八木公民館 TEL (0771) 68-0026